

第 123 期 決 算 公 告

平成 22 年 6 月 10 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

代 表 取 締 役 大 道 良 夫
頭 取

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	50,010	預金	3,788,065
現金	35,800	当座預金	120,178
預け金	14,209	普通預金	1,427,593
コールローン	64,523	貯蓄預金	29,022
買入金銭債権	18,122	通知預金	13,440
商品有価証券	1,046	定期預金	2,119,373
商品国債	1,005	定期積金	13
商品地方債	40	その他の預金	78,443
金銭の信託	5,776	譲渡性預金	102,904
有価証券	1,338,875	コールマネー	309
国債	493,194	債券貸借取引受入担保金	16,332
地方債	223,177	借入金	40,600
社債	293,238	借入金	40,600
株式	125,839	外国為替	43
その他の証券	203,425	売渡外国為替	38
貸出金	2,721,592	未払外国為替	5
割引手形	17,627	社債	20,000
手形貸付	156,562	その他負債	31,269
証書貸付	2,190,386	未払法人税等	180
当座貸越	357,015	未払費用	10,594
外国為替	3,669	前受収益	2,056
外国他店預け	3,128	従業員預り金	1,917
買入外国為替	58	給付補てん備金	0
取立外国為替	482	金融派生商品	2,288
その他資産	19,495	その他の負債	14,232
前払費用	22	退職給付引当金	11,010
未収収益	5,147	役員退職慰労引当金	237
金融派生商品	7,145	睡眠預金払戻損失引当金	691
その他の資産	7,179	偶発損失引当金	366
有形固定資産	58,631	繰延税金負債	150
建物	14,596	再評価に係る繰延税金負債	10,959
土地	40,056	支払承諾	30,001
建設仮勘定	58	負債の部合計	4,052,943
その他の有形固定資産	3,919	(純資産の部)	
無形固定資産	4,522	資本金	33,076
ソフトウェア	4,353	資本剰余金	23,950
その他の無形固定資産	169	資本準備金	23,942
支払承諾見返	30,001	その他資本剰余金	7
貸倒引当金	△30,560	利益剰余金	121,745
投資損失引当金	△13	利益準備金	9,134
		その他利益剰余金	112,610
		固定資産圧縮積立金	307
		別途積立金	109,893
		繰越利益剰余金	2,409
		自己株式	△916
		株主資本合計	177,855
		その他有価証券評価差額金	44,536
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	10,359
		評価・換算差額等合計	54,895
		純資産の部合計	232,751
資産の部合計	4,285,694	負債及び純資産の部合計	4,285,694

損益計算書

平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		86,355
資金運用収益	66,265	
貸出金利息	50,208	
有価証券利息配当金	15,553	
コールローン利息	280	
預け金利息	51	
金利スワップ受入利息	14	
その他の受入利息	157	
役員取引等収益	10,087	
受入為替手数料	3,470	
その他の役員収益	6,616	
その他業務収益	5,779	
外国為替売買益	592	
商品有価証券売買益	22	
国債等債券売却益	5,155	
その他の業務収益	8	
その他経常収益	4,222	
株式等売却益	2,724	
金銭の信託運用益	188	
その他の経常収益	1,309	
経常費用		79,469
資金調達費用	10,564	
預金利息	8,604	
譲渡性預金利息	448	
コールマネー利息	4	
債券貸借取引支払利息	48	
借用金利息	1,186	
社債利息	253	
その他の支払利息	17	
役員取引等費用	4,057	
支払為替手数料	628	
その他の役員費用	3,428	
その他業務費用	1,047	
国債等債券売却損	990	
金融派生商品費用	56	
その他の業務費用	0	
営業経費	46,996	
その他経常費用	16,803	
貸倒引当金繰入額	8,283	
貸出金償却	6,277	
株式等売却損	173	
株式等償却	801	
金銭の信託運用損	4	
その他の経常費用	1,263	
経常利益		6,886
特別利益		1,607
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	874	
偶発損失引当金戻入益	730	
特別損失		705
固定資産処分損	246	
減損損失	459	
税引前当期純利益		7,787
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	3,815	
法人税等合計		3,882
当期純利益		3,904

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債

権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 30,333 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は 2,661 百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生の翌事業年度から損益処理することとしているため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は 57 百万円増加、繰延税金負債は 23 百万円増加、その他有価証券評価差額金は 34 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は 101 百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 2,010 百万円
2. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に 1 百万円含まれております。
また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は 573 百万円であります。なお、当事業年度末においてはその全額を処分せずに所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,830 百万円、延滞債権額は 46,050 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,103 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,865 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,849 百万円
であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLO は Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は 1,541 百万円であります。なお、当行は CLO の劣後受益権 52 百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。
8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,977 百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 148,345 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	14,376 百万円
債券貸借取引受入担保金	16,332 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 67,486 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 910 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、795,272 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 773,894 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,259 百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 43,621 百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,140 百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 40,600 百万円が含まれております。
15. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 9,224 百万円であります。
17. 1 株当たりの純資産額 881 円 73 銭

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	573 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	573 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	489 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	489 百万円

(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	－百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	－百万円

(4) 期末残高相当額	有形固定資産	84 百万円
	無形固定資産	－百万円
	そ の 他	－百万円
	合 計	84 百万円

(5) 未経過リース料期末残高相当額	1 年 内	39 百万円
	1 年 超	45 百万円
	合 計	84 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定の期末残高	－百万円
--------------------	------

(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	86 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	86 百万円
減損損失	－百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 9,502 百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 27,872 百万円

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	157百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	178百万円
役務取引等に係る収益総額	124百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	55百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	619百万円
役務取引等に係る費用総額	788百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,867百万円

3. 関連当事者との取引

① 子会社

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社滋賀ディーシーカード	所有 45.00% [88.00%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	△266 39 24 223	証書貸付 当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	700 1,256 2 19 2	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社しがぎんジェーシービー	所有 47.50% [93.33%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	△196 22 20	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	445 690 6 4 0	同上
しがぎんリース・キャピタル株式会社	所有 4.98% [41.96%]	社債の引受(純額) 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	△200 115 5 104	証書貸付 未収収益 前受収益 未払費用	6,400 1 31 0	同上
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	所有 100.00%	利息の支払	607	借入金 未払費用	20,600 111	同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 1. 「議決権等の所有割合」欄の[]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。

2. 「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)及び社債の引受(純額)ならびに支払保証(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

② 役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
藤田喜久	—	資金の貸付(純額) 利息の受取	△0 0	証書貸付 未収収益	29 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取 他	△40 17	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 770 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 利息の受取 他	0 30	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	783 400 25 0 0	同上

4. 1株当たり当期純利益金額 14円79銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	170

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	—
合計	1,361

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	118,004	60,166	57,838
	債券	829,203	815,653	13,550
	国債	416,173	409,806	6,367
	地方債	157,903	154,515	3,388
	社債	255,125	251,331	3,794
	その他	85,829	84,915	914
	小計	1,033,037	960,734	72,303
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	5,046	6,047	△1,000
	債券	180,406	181,176	△769
	国債	77,020	77,268	△248
	地方債	65,273	65,613	△340
	社債	38,112	38,294	△181
	その他	119,268	121,920	△2,652
	小計	304,721	309,144	△4,422
	合計	1,337,759	1,269,878	67,880

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,027
合計	2,027

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,491	2,724	173
債券	139,924	3,828	104
国債	43,595	895	—
地方債	81,660	2,682	—
社債	14,667	251	104
その他	61,061	1,018	763
合計	210,477	7,572	1,041

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、788百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,880	11

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	895	900	△4	—	4

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	18,552 百万円
有価証券評価損否認	7,200
退職給付引当金損金算入限度額超過額	6,823
減価償却費損金算入限度額超過額	1,369
未払事業税否認	45
繰越欠損金	946
その他	2,796
繰延税金資産小計	37,733
評価性引当額	△14,336
繰延税金資産合計	23,397
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△208
その他有価証券評価差額金	△23,339
繰延税金負債合計	△23,548
繰延税金負債の純額	△150

(単体自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は 12.31%であります。

第 123 期 決 算 公 告

平成 22 年 6 月 10 日

住 所 滋賀県大津市浜町 1 番 38 号
株 式 会 社 滋 賀 銀 行
代 表 取 締 役 取 大 道 良 夫
頭

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 11 社
会社名
しがぎんビジネスサービス株式会社
しがぎん代理店株式会社
しがぎん不動産株式会社
しがぎんキャッシュサービス株式会社
滋賀保証サービス株式会社
Shiga Preferred Capital Cayman Limited
しがぎんコンピュータサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー
- ② 非連結の子会社及び子法人等
会社等の名称
滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
会社等の名称

滋賀ベンチャー2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー4号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

1月24日 1社

連結子会社 Shiga Preferred Capital Cayman Limited は、当連結会計年度より、決算日を1月24日に変更しております。また、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	50,063	預 金	3,781,025
コールローン及び買入手形	64,523	譲 渡 性 預 金	102,904
買 入 金 銭 債 権	18,122	コールマネー及び売渡手形	309
商 品 有 価 証 券	1,046	債券貸借取引受入担保金	16,332
金 銭 の 信 託	5,776	借 用 金	30,388
有 価 証 券	1,339,054	外 国 為 替	43
貸 出 金	2,714,367	社 債	20,000
外 国 為 替	3,669	そ の 他 負 債	39,756
そ の 他 資 産	43,341	退 職 給 付 引 当 金	11,092
有 形 固 定 資 産	59,159	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	247
建 物	14,863	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	691
土 地	40,178	利 息 返 還 損 失 引 当 金	191
建 設 仮 勘 定	58	偶 発 損 失 引 当 金	366
その他の有形固定資産	4,059	繰 延 税 金 負 債	150
無 形 固 定 資 産	4,638	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,959
ソ フ ト ウ ェ ア	4,462	負 の の れ ん	59
その他の無形固定資産	176	支 払 承 諾	30,001
繰 延 税 金 資 産	1,244	負 債 の 部 合 計	4,044,522
支 払 承 諾 見 返	30,001	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△32,735	資 本 金	33,076
投 資 損 失 引 当 金	△13	資 本 剰 余 金	23,970
		利 益 剰 余 金	123,762
		自 己 株 式	△916
		株 主 資 本 合 計	179,892
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	44,550
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,359
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	54,909
		少 数 株 主 持 分	22,935
		純 資 産 の 部 合 計	257,738
資 産 の 部 合 計	4,302,261	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,302,261

連結損益計算書 〔平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		96,662
資金運用収益	66,451	
貸出金利息	50,370	
有価証券利息配当金	15,571	
コールローン利息及び買入手形利息	280	
預け金利息	51	
その他の受入利息	178	
役員取引等収益	11,895	
その他の業務収益	14,120	
その他の経常収益	4,194	
経常費用		87,781
資金調達費用	10,088	
預金利息	8,592	
譲渡性預金利息	448	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
債券貸借取引支払利息	48	
借入金利息	721	
社債利息	253	
その他の支払利息	17	
役員取引等費用	3,619	
その他の業務費用	7,395	
営業経費	48,889	
その他の経常費用	17,788	
貸倒引当金繰入額	9,045	
その他の経常費用	8,742	
経常利益		8,881
特別利益		1,607
固定資産処分益	1	
償却債権取立益	874	
偶発損失引当金戻入益	730	
特別損失		708
固定資産処分損失	249	
減損損失	459	
税金等調整前当期純利益		9,779
法人税、住民税及び事業税	886	
法人税等調整額	3,560	
法人税等合計		4,446
少数株主利益		1,010
当期純利益		4,322

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としており

ます。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 30,333 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 3)」(企業会計基準第 19 号平成 20 年 7 月 31 日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は 2,661 百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生翌連結会計年度から損益処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は 57 百万円増加、繰延税金負債は 23 百万円増加、その他有価証券評価差額金は 34 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は 101 百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資)を除く) 690 百万円
2. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。

また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は 573 百万円であります。なお、当連結会計年度末においてはその全額を処分せずに所有しております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,862 百万円、延滞債権額は 46,139 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,109 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,981 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 64,092 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLO は Collateralized Loan Obligation の略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は 1,541 百万円であります。なお、当行は CLO の劣後受益権 52 百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。

8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,977 百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	148,345 百万円
その他資産(リース投資資産)	3,533 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	14,376 百万円
債券貸借取引受入担保金	16,332 百万円
借入金	3,087 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 67,486 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 916 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、835,741 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 814,363 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	9,259 百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 44,801 百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,140 百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
15. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,224百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 889円50銭

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細については、(リース取引関係)注記事項に記載しております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△43,644百万円
年金資産(時価)	22,642
<hr/>	
未積立退職給付債務	△21,002
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	9,979
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△70
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△11,092
前払年金費用	—
退職給付引当金	△11,092

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6,324百万円、株式等償却802百万円、株式等売却損177百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	157百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 16円37銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という)は、地域金融機関として、主として営業エリア内の企業や個人等に対する貸出金を中心とした金融サービスを行っております。そのために、地域顧客からの預金や譲渡性預金のほか、市場の状況や長短のバランスを調整して他金融機関からの借入や社債発行による資金調達を行っております。これらの大部分は円貨建の取引ですが、一部では外貨建の資金調達及び運用も行っております。外貨建の主な資金調達は顧客からの外貨預金、外貨建資金運用は貸付金や輸出入取引に伴う外国為替与信(輸入ユーザンス・輸出手形買取)が主な取扱商品であります。

また、資金運用の一環として、流動性を重視しつつ安定的な収益を獲得するため、円貨建て債券を中心にした有価証券等への投資を行っております。

なお、当行では、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利益が生じることがないように、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALMは、Assets Liabilities Managementの略)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の企業や個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、対顧客販売目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。対顧客販売目的としては、国債・地方債を保有しております。純投資としては、主に国債・地方債・高格付社債を中心とした債券や投資信託を保有し、また、政策投資として株式を保有しております。これらは、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、純投資として保有している外貨建債券については、通貨スワップやレボ取引あるいはコール取引で外貨資金を調達することで、為替変動リスクを抑えた運用を行っております。

借入金及び社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇

に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買益の獲得のため、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、市場金融部において日次で管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、金融機関向けの債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し日次で管理するとともに、信用状態や市場価格の把握を市場金融部及び経営管理部で行っております。また、事業会社向け等の債券発行体の信用リスクについても、半期ごとに常務会で内部格付により限度額を設定するとともに、市場金融部が定期的に常務会等へ報告する体制としております。

②市場リスクの管理

銀行の業務運営上、市場リスクは重要なリスクであり、またその性格上、迅速な対応が必要となることから、適切なリスク管理体制の構築が必要であります。

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で市場リスク管理規程を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに ALM 計画ならびにリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等のすべての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALM の観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、市場リスク管理規程や基準書を定め、VaR 及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行では、為替変動リスクについて、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、取締役会で VaR によるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを市場金融部が日次で管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、市場部門の組織をフロントオフィス(市場取引部門)、バックオフィス(事務管理部門)、ミドルオフィス(リスク管理部門)に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、取締役会で策定された ALM 計画及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえで、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaR や BPV を算出し把握するとともに、定められたリスク許容額の遵守状況を、市場金融部及び経営管理部において日次で管理しております。なお、ポジション額、損益、リスク量の状況については、市場金融部が日次で経営陣、リスク統轄部署である経営管理部に報告、また、ポジションや損益等の運用状況は取締役会に月次で報告しております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を

それぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引と保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) コールローン及び買入手形	64,523	64,523	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	3,768	3,768	—
その他有価証券	1,331,935	1,331,935	—
(3) 貸出金	2,714,367	—	—
貸倒引当金(※1)	△31,183	—	—
	2,683,184	2,698,166	14,982
資 産 計	4,083,412	4,098,394	14,982
(1) 預金	3,781,025	3,786,596	5,571
(2) 譲渡性預金	102,904	102,948	43
(3) 借入金	30,388	30,672	284
(4) 社債	20,000	20,391	391
負 債 計	3,934,318	3,940,609	6,290
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,947	4,947	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(32)	(32)	—
デリバティブ取引計	4,914	4,914	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。ただし、変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上しております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,387百万円増加、「繰延税金資産」は2,178百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,209百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積りが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

①モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し算出した現在価値。

②価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は1カ月から10年、スワップ期間は1年から10年を使用。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・

フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子法人等の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	3,349
合 計	3,349

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について 14 百万円の減損処理を行っております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールローン及び買入手形	64,523	—	—	—	—	—
有価証券(その他有価証券のうち満期があるもの)(※1)	112,191	268,389	213,365	140,804	353,183	99,865
貸出金(※2)	839,167	545,391	330,674	208,347	218,776	493,616
合 計	1,015,882	813,780	544,040	349,152	571,960	593,482

(※1) 有価証券のうち、満期保有目的の債券はありません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 50,001 百万円、期間の定めのないもの 28,391 百万円は上記に含めておりません。

(注 4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	3,180,021	567,839	33,164	—	—	—
譲渡性預金	102,904	—	—	—	—	—
借入金	5,075	3,985	1,301	25	20,000	—
社債	—	—	—	—	20,000	—
合 計	3,288,002	571,824	34,466	25	40,000	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	170

2. 満期保有目的の債券(平成 22 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	118,147	60,233	57,913
	債券	829,203	815,653	13,550
	国債	416,173	409,806	6,367
	地方債	157,903	154,515	3,388
	社債	255,125	251,331	3,794
	その他	85,829	84,915	914
	小計	1,033,180	960,801	72,378
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	5,047	6,048	△1,001
	債券	180,439	181,209	△769
	国債	77,020	77,268	△248
	地方債	65,273	65,613	△340
	社債	38,146	38,327	△181
	その他	119,309	121,961	△2,652
	小計	304,797	309,220	△4,422
	合計	1,337,977	1,270,021	67,955

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,505	2,730	177
債券	139,924	3,828	104
国債	43,595	895	—
地方債	81,660	2,682	—
社債	14,667	251	104
その他	61,061	1,018	763
合計	210,490	7,577	1,045

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、788 百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,880	11

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 22 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	895	900	△4	—	4

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(リース取引関係)

貸主側

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	16,954 百万円
見積残存価格部分	788 百万円
受取利息相当額	<u>△3,415 百万円</u>
リース投資資産	14,327 百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1 年以内	4 百万円
1 年超 2 年以内	3 百万円
2 年超 3 年以内	1 百万円
3 年超 4 年以内	0 百万円
4 年超 5 年以内	0 百万円
5 年超	一百万円

リース投資資産

1 年以内	5,284 百万円
1 年超 2 年以内	4,464 百万円
2 年超 3 年以内	3,458 百万円
3 年超 4 年以内	2,289 百万円
4 年超 5 年以内	1,086 百万円
5 年超	369 百万円

- ③リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が 970 百万円多く計上されております。

借主側

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	46 百万円
	無形固定資産	—百万円
	そ の 他	—百万円
	合 計	46 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	33 百万円
	無形固定資産	—百万円
	そ の 他	—百万円
	合 計	33 百万円

(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	—百万円
	無形固定資産	—百万円
	そ の 他	—百万円
	合 計	—百万円

(4) 年度末残高相当額	有形固定資産	12 百万円
	無形固定資産	—百万円
	そ の 他	—百万円
	合 計	12 百万円

(5) 未経過リース料年度末残高相当額	1 年内	5 百万円
	1 年超	6 百万円
	合 計	12 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定年度末残高	—百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	6 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円
減価償却費相当額	6 百万円
減損損失	—百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国際統一基準)は 12.42%であります。